

## 地域で防ごう

## 消費者被害 in

大阪

2017年

3月25日(土) 13:00~16:30

大阪弁護士会館2階203・204会議室

参加費無料  
申込不要

高齢の方の消費者トラブルが増加しています。電話勧誘によるものや訪問販売によるものが目立ちますが、架空請求やインターネット通販などのトラブルも少なくありません。また、最近では、オレオレ詐欺や還付金詐欺が急増しています。

一人暮らしや夫婦のみの世帯の方が増えていくなか、消費者被害の予防と救済のための地域での取組が重要になってきています。本シンポジウムでは、これからの消費者被害の予防と救済のあり方を考え、大阪府内での様々な取組を紹介していきます。ぜひ、ご参加ください。

## プログラム

## ◆ 講演: 河上正二氏

(内閣府消費者委員会委員長  
東京大学大学院法学政治学研究科教授)

被害防止のための地域の役割と期待  
高齢者の消費者被害と救済制度

◆ 報告: 大阪弁護士会からの基調報告  
被害防止の取組について◆ 報告: 地域や団体の取組報告  
大阪府警察本部/府内自治体/消費者団体/  
自治会・町会/老人クラブ/社会福祉協議会 etc.

## 会場地図



- 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車  
出口(1) から 徒歩約5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車  
1番出口から 徒歩約10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車  
26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

主催: 日本弁護士連合会、大阪弁護士会

共催: 近畿弁護士会連合会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、滋賀弁護士会、和歌山弁護士会、日本司法書士会連合会、全国青年司法書士協議会、労働者福祉中央協議会、日本退職者連合、全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会、全国消費者行政ウォッチねっと、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、主婦連合会、日本消費者協会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国消費者協会連合会、日本生活協同組合連合会

後援: 消費者庁、内閣府消費者委員会、国民生活センター、大阪府、大阪市、堺市、大阪府警察本部 ほか  
(多数の団体の後援を頂いております。詳しくは、裏面をご参照ください。)

問い合わせ先

日本弁護士連合会 人権第二課  
大阪弁護士会 委員会部人権課

TEL 03-3580-9507  
TEL 06-6364-1227

# 地域で防ごう 消費者被害

in

大阪

2017年

3月25日(土) 13:00～16:30

大阪弁護士会館2階203・204会議室

参加費無料  
申込不要

## 主催

日本弁護士連合会 大阪弁護士会

## 共催

(弁護士会以外は50音順)

近畿弁護士会連合会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、滋賀弁護士会、和歌山弁護士会、一般財団法人日本消費者協会、一般社団法人全国消費者団体連絡会、公益社団法人全国消費生活相談員協会、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、主婦連合会、全国青年司法書士協議会、全国消費者協会連合会、全国消費者行政ウォッチねっと、全国地域婦人団体連絡協議会、日本司法書士会連合会、日本生活協同組合連合会、日本退職者連合、労働者福祉中央協議会

## 後援

(官公庁以外は50音順)

消費者庁、内閣府消費者委員会、独立行政法人国民生活センター、大阪府、大阪市、堺市、大阪府警察本部、一般財団法人大阪府老人クラブ連合会、一般社団法人大阪市老人クラブ連合会、一般社団法人大阪労働者福祉協議会、一般社団法人堺市老人クラブ連合会、大阪司法書士会、大阪市民生委員児童委員協議会、大阪退職者連合、大阪府生活協同組合連合会、大阪府民生委員児童委員協議会連合会、公益財団法人関西消費者協会、公益財団法人全国防犯協会連合会、公益財団法人全国老人クラブ連合会、公益社団法人大阪府防犯協会連合会、公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会西日本支部、堺市消費生活協議会、堺市民生委員児童委員連合会、社会福祉法人大阪市社会福祉協議会、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会、社会福祉法人堺市社会福祉協議会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全大阪消費者団体連絡会、全国自治会連合会、全国民生委員児童委員連合会、特定非営利活動法人関西消費者連合会、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人消費者情報ネット、特定非営利活動法人消費者ネット関西、なにわの消費者団体連絡会

## 一時保育サービスを実施します(要予約・無料)

[対象]原則、首がすわっている乳児～未就学児

[時間]本シンポジウム開始15分前から終了15分後まで

一時保育を希望される方は、3月15日(水)までに大阪弁護士会人権課まで電話(06-6364-1227)でお問合せください。また、申込人数により、お断りさせていただきさせていただきますので、ご了承ください。